

広島市立大学名誉博士称号授与規程

平成22年4月1日

規 程 第 41 号

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学名誉博士（以下「名誉博士」という。）の称号の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

(称号)

第2条 名誉博士の称号は、広島市立大学名誉博士とする。

(授与の要件)

第3条 名誉博士の称号は、次の各号のいずれかに該当する者に対し学長が授与する。

- (1) 学術文化の発展と交流等に寄与した功績が特に顕著であり、広島市立大学(以下「本学」という。)において顕彰することが適当と認められる者
- (2) 世界平和の推進又は人類社会の発展に寄与した功績が特に顕著であり、本学において顕彰することが適当と認められる者
- (3) 本学の教育研究の発展に寄与した功績が特に顕著であると認められる者

(選考の手続)

第4条 学長は、前条各号のいずれかに該当する者がある場合は、教育研究評議会の議を経て、名誉博士の称号を授与する。

2 副学長、学部長、研究所長、附属施設の長又は事務局長は、前条各号のいずれかに該当する者がある場合は、当該学部等の教授会等の議を経て、これを学長に推薦することができる。

3 前項の規定にかかわらず、副学長又は事務局長が推薦する場合は、教授会等の議を要しない。

4 推薦者は、推薦に当たり、推薦書（様式第1号）を学長に提出するものとする。

5 学長は、前項の推薦があったときは、教育研究評議会の議を経て、名誉博士の称号を授与する。

6 第1項及び前項に定める教育研究評議会の議は、出席者の3分の2以上の賛成を要するものとし、無記名投票によりこれを決定する。

(審査委員会)

第5条 学長は、前条の規定により、名誉博士の称号を授与しようとするときは、

教育研究評議会の議に先立ち、名誉博士称号授与審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査を行うものとする。

- 2 審査委員会は、学長、副学長及び学長が指名する者で組織する。
- 3 審査委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。
- 4 審査委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、審査委員会が定める。

（名誉博士記の交付）

第6条 名誉博士の称号を授与するときは、名誉博士記（様式第2号）を交付するものとする。

（委任）

第7条 この規程に定めるもののほか、名誉博士の称号の授与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

様式 略